

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ：『副業』の税務、社会保険

『副業』が身近なワークスタイルになりつつあります。サラリーマンが『副業』をする場合の税務、社会保険の概要はつぎのとおりです。

『副業』の税務

副業の内容	所得区分	対応・留意点など
アルバイト、パート等	給与所得	所得が20万円を超える場合、確定申告が必要。 副業先では原則的に乙欄で源泉徴収されるため、確定申告で源泉税が還付される可能性があります。
資産の売却	譲渡所得	所得が20万円を超える場合、確定申告が必要。 土地や建物の売却は分離課税となります。 生活用動産の売却であっても反復継続的に行っており営利目的と判断されるものは確定申告が必要になります。
カーシェアリングや民泊、ブログ等の広告収入	雑所得	所得が20万円を超える場合、確定申告が必要。
料理教室やデータ入力、HP作成等の役務提供	雑所得	所得が20万円を超える場合、確定申告が必要。
仮想通貨等の売却	雑所得	所得が20万円を超える場合、確定申告が必要。
不動産賃貸	不動産所得	所得が20万円を超える場合、確定申告が必要。
競馬や競艇などの払戻金	一時所得または雑所得	所得が20万円を超える場合、確定申告が必要。 通常は一時所得に該当し、当たり馬券の購入価額のみが経費になります
株式投資	分離譲渡または分離配当	源泉徴収されている場合、確定申告は不要。 総合課税と分離課税の選択が可能です。（NISA等で一部非課税措置があります。）

『副業』の社会保険

副業の内容	社会保険加入の要否	対応・留意点など
アルバイト、パート等	条件を満たすと加入が必要	1週の所定労働時間および1月間の所定労働日数が常時雇用者の3/4以上である場合、『副業』先でも社会保険の加入が必要になります。
その他給与所得以外の副業	加入不要	会社と個人事業主の両方で社会保険に加入することができないため、社会保険料は会社の給料分のみで計算されます。

お見逃しなく

『副業』の所得が20万円以下である場合、確定申告が不要というのは所得税に限定された制度になります。市区町村に支払う住民税については、このような特例措置は設けられていません。そのため、20万円以下の場合も、原則として市区町村へは申告が必要になります。